

氏名 鮎川ゆりか

意見該当箇所

新市場拡大措置検討小委員会・報告書（案）について

P17-18 対象電力

意見の概要

対象電力として廃棄物発電（一般廃棄物及び産業廃棄物）が入っているが、これは「再生可能エネルギー」ではないので、RPS 制度の対象とするべきではない。

意見及び理由

対象電力として廃棄物発電（一般廃棄物及び産業廃棄物）が入っているが、廃棄物、特に産業廃棄物にはプラスチックなど再生可能ではないものが多く含まれるため、「再生可能エネルギー」とは言えない。また産業廃棄物には、重金属やダイオキシンなどの有害物質が含まれるため、これを燃やすことは、「持続可能」という環境的観点からも好ましくない。本来 RPS というのは、Renewable（再生可能エネルギー）Portfolio Standard の省略形で、再生可能エネルギーの普及促進を図り、持続可能な社会の構築へ向けた制度である。その意味で、ゴミ発電は、その概念から程遠い。

また、ゴミ発電をすると追加的な発電をしなくてすむ分、CO₂ 排出削減になるというが、ゴミを燃やす時に、化石燃料は使うわけで、そのときに追加的な CO₂ 排出はある。そのため、同じ CO₂ 削減でも、風力や太陽光などが 100%クリーンな発電をしているのとは本質的に異なる。同じに扱うことは、できないはずである。

そもそもゴミ発電は、廃棄物対策として行われるものである。廃棄物は減らしこそすれ、増やす方向に社会を持っていくべきではない。ところが RPS 制度により、ゴミ発電に発電だけではない価値を付けることになると、ゴミ発電を奨励することになる。この場合、ゴミは発電の「資源」となり、発電を増やすためにはこの「資源」を大量に確保することが必要になる。つまり、大量の廃棄物の流れが欠かせなくなるのだ。ゴミを減らす方向に社会を持っていくのではなく、逆に増やす方向の社会的仕組みができていってしまう。

ゴミ発電は、ゴミ処理対策として行うべき事であり、新エネルギー普及対策の対象として扱うべきではない。またもし RPS の対象になったとすると、ゴミ発電で大半の義務を達成できることになり、風力や太陽光など、本来的な「再生可能エネルギー」の普及につながらなくなる恐れもある。日本の RPS 制度は、ゴミ発電奨励制度に成り下がってしまう。